

「静岡市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査について

1 調査の目的

次期「静岡市子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度から令和11年度まで）の策定に向けて、「幼児期の教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」に対する需要量の見込み等を設定する上での基礎資料とするため、市民の子育てに関する生活実態や、「幼児期の教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況や利用希望等について把握することを目的とします。

2 根拠法令

子ども・子育て支援法（平24法65）（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～3 （略）

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 （略）

3 調査の概要

- (1) 調査対象 市内の保護者 7,000人（就学前児童の保護者5,000人 / 就学児童の保護者2,000人）
- (2) 調査方法 郵送配布・ウェブ回答または郵送回収による
- (3) 調査項目 就学前児童 55問程度 / 就学児童 35問程度（いずれも枝番質問数を含む）
- (4) 調査票
 - ・ 前回調査時（平成30年度）の調査票を基に案を作成
 - ・ 分科会におけるご意見等を反映し、修正

4 スケジュール

- 令和5年7月 分科会における調査票案についての意見聴取
- " 9月～10月 委託契約締結・調査開始（調査票発送・回答回収）
- 令和6年3月 分科会にて調査結果を報告
- " 4月～ 次期計画検討

5 分科会における調査票案についての意見聴取

「就学前児童用」及び「就学児童用」の調査票案について、それぞれ内容をご確認いただき、ご意見等がございましたら、別紙「回答票」へご記入のうえ、7月31日（月）までに静岡市子ども未来課あて（kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp）に電子メールにてご提出ください。

「静岡市子ども・支援事業計画策定のためのニーズ調査」調査票案の意見聴取

【ご回答者氏名】 _____

1 ご意見の有無 有 ・ 無 (いずれかに○印をご記入ください)

2 ご意見の内容 (ご意見がある場合は、以下にご記入をお願いします)

1. 就学前児童用 2. 就学児童用 の区分 ※1または2を記入してください。	調査票案の 設問番号等	ご 意 見 欄

7月31日(月)までに、静岡市子ども未来課あてに電子メールにてご提出ください

【ご提出先】

静岡市子ども未来局子ども未来課 企画係 担当：向島

メールアドレス：kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp